

平成24年6月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(平成24年度6月補正予算関係)

企画部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成24年6月定例会議案説明資料目次

企 画 部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 1 号	平成24年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		男女共同参画推進課	2
		交通政策課	3
	2 歳入歳出事項別明細書		6
	3 節の明細		8

【予算関係以外】

(議 案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第14号	関西広域連合規約の変更に関する協議について	企画課	9
第17号	専決処分の承認について (1) 公立大学法人鳥取環境大学が定めた料金の上 限の認可について。(平成24年4月1日専決)	教育・学術振興課	1・0

(報 告)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
第 2 号	平成23年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書 について	情報政策課 交通政策課	1 1
第12号	長期継続契約の締結状況について	とっとり暮らし支援課	1 2

議案説明資料総括表

企画部

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				説明
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
男女共同参画推進課	66,940	415	67,355				415	
交通政策課	755,527	22,071	777,598				22,071	
企画部計	7,732,440	22,486	7,754,926	0	0	0	22,486	

説明

(男女共同参画推進課)

- ・(新)「北京JAC全国研修セミナーin鳥取」開催支援事業 415千円

(交通政策課)

- ・国内航空便利用促進事業 19,000千円
- ・地域バス交通等体系整備支援事業 3,071千円
- ・(新)燃油高騰対策支援事業(商工労働部で予算計上) (1,931千円)

平成24年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

男女共同参画推進課 (内線: 7075)

1目 企画総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「北京JAC全国研修セミナーin鳥取」開催支援事業	0	415	415				415	
トータルコスト	0	1,220	1,220	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	「北京JAC全国研修セミナーin鳥取」の開催に係る補助金交付事務、広報及び開催支援				
工程表の政策目標(指標)	男女共同参画理解者の裾野拡大							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

- (1) 農林業や中小企業に従事する女性が多い鳥取県において、女性の経済的な自立や経営参画の問題を考えるとともに、DV被害者支援に早くから取り組んできた鳥取県において、支援活動の状況や成果等について共に考えることを目的に開催される『2012 北京 JAC 全国研修セミナーin鳥取』に対し、県が支援することにより、「第3次鳥取県男女共同参画計画」の基本的視点でもある女性の参画による社会全体の活性化や男女間における暴力を許さない社会づくりを促進する。
- (2) また、北京 JAC と県内の関係者が協働して開催されることにより、全国からの参加者が参集し、全国的・国際的視野を持った男女共同参画の推進が図られるとともに、県内の男女共同参画理解者の裾野拡大に寄与する。

2 主な事業内容

次の事業に対し、県が補助する。

『2012 北京 JAC 全国研修セミナーin鳥取』

- ① テーマ 男女共同参画先進地：鳥取からの発信 -いっしょにやらいや 男女共同参画-
- ② 日時 8月4日(土)～5日(日)
- ③ 会場 倉吉未来中心
- ④ 主催者 北京 JAC・鳥取県地元実行委員会
- ⑤ 参加者 200人程度(うち、県外100人程度)
- ⑥ 内容
 - ア 分科会(1日目)
 - 第1分科会 農山漁村の女性の課題
 - 第2分科会 災害と女性-原発にどう向かい合うか
 - 第3分科会 女性の働く場をどうつくるか
 - 第4分科会 性暴力被害の実情とその支援のあり方
 - イ 全体会(2日目)
 - ・鳥取県の男女共同参画政策の推進
 - ・基調講演 講師：伊田広行さん(社会学者)
 - ・4分科会からの報告
- ⑦ 事業費 935千円

※「北京 JAC 全国研修セミナー」について

1995年に北京で開催された「第4回国連世界女性会議」で採択された「北京宣言」の実現を目指して発足した全国ネットワークのNGO(非政府組織)である北京 JAC (Japan Accountability Caucus for the Beijing Conference: 北京世界女性会議の行動綱領実現のために社会的責任をはたす会議)が、その活動の一つとして行っている研修セミナーで、地域の会員らで構成する実行委員会と共催し、女性の人権確立と男女共同参画を目的として開催している。今回の鳥取での開催が15回目である。

平成24年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
3目 交通対策費

交通政策課 (内線: 7098)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
国内航空便 利用促進事業	84,931	19,000	103,931				19,000	
トータルコスト	98,609	19,000	117,609	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.7人	0.0人	1.7人	委託料、負担金の交付に係る事務				
工程表の政策目標(指標)	東京便の増便等国内航空便の利便性向上(鳥取-東京便5便、米子-東京便6便)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

7月～9月にかけて鳥取・米子～羽田便の機材が大型化するとともに、10月に米子～羽田便が1日6便に増便されることとなった。

永続的な大型化・増便を目指すため、首都圏向け情報発信等の対策を強化し、首都圏からの利用客の増加を図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	補正額	内 容
1 観光客を確保するための対策		
(1) webを活用した羽田便利用促進	6,000	web系旅行会社とタイアップした広報宣伝ホームページの開設や誘客キャンペーンを実施する。
(2) 旅行会社と連携した羽田便利用促進キャンペーン	6,000	首都圏の旅行会社とタイアップした、羽田便利用促進キャンペーンを展開する。 また、地元旅行会社との連携による利用促進も図る。 ※ 空港利用促進団体の事業として実施。経費は緊急対策として県10/10負担で実施。
2 航空会社とのタイアップキャンペーンと一体的に進める情報発信		
(1) 東京話題スポットでのPRイベントの実施	3,000	東京における話題のスポットで、観光情報や国際まんが博をPRするイベントを開催する。
(2) 首都圏発行情報誌等での観光・航空便情報の発信	4,000	東京及び近郊で発行・配布されているタウン情報紙や女性を対象とした雑誌に記事タイアップ広告を掲載。夏から秋にかけての旅を航空便を使って鳥取県に誘致する。
計	19,000	

3 これまでの取組状況、改善点

・ 羽田便の増便、運賃低廉化、ダイヤ改善等の利便性向上に向けて、継続的に国、航空会社に対して要望活動を行ってきた。

加えて、航空会社とタイアップした搭乗促進キャンペーンを実施するなど、積極的な利用促進対策も講じてきた。

・ その結果、米子鬼太郎空港～東京便が、10月限定ではあるが1便増便されることとなった。

・ 羽田空港の発着枠拡大を見据えた東京便の増便等の働きかけを着実に進めるため、当初予算で予定していた航空会社とのタイアップPRキャンペーンに加え、旅行会社とタイアップして確実に観光客を確保するための取組や首都圏向け情報発信を強化する。

平成24年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
 2項 企画費
 3目 交通対策費

交通政策課 (内線: 7098)
 (単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域バス交通等 体系整備支援事 業	443,285	3,071	446,356				3,071	
トータルコスト	455,354	3,071	458,425	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.5人	0.0人	1.5人	バス運行費補助金の交付				
工程表の政策目標(指標)	地域の実情・ニーズに即した生活交通の確保							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地域バス交通等体系整備支援事業のうち、国の補助対象となっている広域的な生活交通路線を運行するバスの導入のために必要となる事業費として減価償却費と金融費用を補助するもの。

2 主な事業内容

補助対象事業者が平成24年度の導入方法をリースから購入に変更することに伴い、導入初年度の減価償却費が当初の予定よりも増加するため、これを補正する。

【補助率】 国1/2、県1/2
 ※国庫補助は国が事業者へ直接交付

<算出根拠>

補正額 = 初年度に増加する減価償却額 × 導入台数 + 金融費用
 = 625千円 × 5台 + △54千円
 = 3,071千円

平成24年度一般会計補正予算説明資料

交通政策課（内線：7098）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 燃油高騰対策支援事業	(0)	(1,931)	(1,931)				(1,931)	
トータルコスト	(0)	(1,931)	(1,931)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金の交付、補助事業者との調整				
工程表の政策目標(指標)	公共交通機関の利用促進による交通手段の維持・確保							
※予算は商工労働部の燃油高騰対策支援事業で計上								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>昨今の燃油価格高騰により、バス事業者の経営が圧迫されているため、社団法人鳥取県バス協会が行う燃油高騰対策事業に対して補助する。</p>								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
区分	予算額	内 容						
エコタイヤ導入支援	1,200	バス事業者がエコタイヤに交換した場合、エコタイヤとノーマルタイヤの差額分相当を補助。 ※2千円×600本=1,200千円 (県バス協会会員が所有するバスの約2割分を想定)						
エコドライブ研修参加支援	731	バスのアクセルワークやシフトチェンジのタイミングなどエコドライブの専門的な技術を高める実技研修にバス事業者が参加するための受講料を負担。 ※43千円×17名=731千円 (県バス協会会員社から1名ずつ参加することを想定)						
計	1,931							

平成24年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(企画部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
				うち企画部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	2項 企画費		
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	497,760		497,760	98,395		98,395	37,753		37,753
2 給 料	2,953,450		2,953,450	364,756		364,756	271,706		271,706
3 職員手当等	4,857,694		4,857,694	184,154		184,154	136,729		136,729
4 共 済 費	1,188,476		1,188,476	147,740		147,740	108,716		108,716
5 災 害 補 償 費	500		500						
6 恩給及び退職年金	33,575		33,575						
7 賃 金	32,007		32,007	4,605		4,605			
8 報 償 費	193,113	920	194,033	16,941		16,941	5,997		5,997
9 旅 費	232,099	440	232,539	35,522		35,522	20,082		20,082
費用弁償	18,572		18,572	4,758		4,758	2,320		2,320
普通旅費	161,565		161,565	22,433		22,433	12,795		12,795
特別旅費	51,962	440	52,402	8,331		8,331	4,967		4,967
10 交 際 費	4,650		4,650						
11 需 用 費	482,776	7,948	490,724	33,482		33,482	20,489		20,489
12 役 務 費	519,969	800	520,769	92,322		92,322	69,833		69,833
13 委 託 料	3,329,499	29,146	3,358,645	611,877	13,000	624,877	518,963	13,000	531,963
14 使用料及び賃借料	581,447		581,447	364,087		364,087	355,288		355,288
15 工 事 請 負 費	969,614		969,614	10,531		10,531	10,531		10,531
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費	57,645	52,117	109,762	295		295	280		280
19 負担金、補助及び交付金	7,178,241	19,706	7,197,947	4,661,447	9,486	4,670,933	1,134,828	9,486	1,144,314
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000						
23 償還金、利子及び割引料	193,000		193,000						
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	1,511,972		1,511,972	1,106,286		1,106,286	1,106,286		1,106,286
26 寄 付 金									
27 公 課 費	317	58	375						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	24,819,804	111,135	24,930,939	7,732,440	22,486	7,754,926	3,797,481	22,486	3,819,967
財 源									
内 国 庫 支 出 金	1,319,622	60,865	1,380,487	879,960		879,960	120		120
地 方 債	433,000		433,000						
そ の 他	2,574,597	10,690	2,585,287	1,651,276		1,651,276	1,171,897		1,171,897
一 般 財 源	20,492,585	39,580	20,532,165	5,201,204	22,486	5,223,690	2,625,464	22,486	2,647,950

平成24年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(企画部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費						企画部合計		
	うち企画部								
	2項 企画費						補正前	補正額	補正後
	1目 企画総務費			3目 交通対策費					
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	31,953		31,953	1,558		1,558	98,395		98,395
2 給 料	271,706		271,706				364,756		364,756
3 職員手当等	136,729		136,729				184,154		184,154
4 共 済 費	107,822		107,822	240		240	147,740		147,740
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸 金							4,605		4,605
8 報 償 費	4,207		4,207	216		216	16,941		16,941
9 旅 費	8,774		8,774	3,958		3,958	35,522		35,522
費用弁償	2,320		2,320				4,758		4,758
普通旅費	5,401		5,401	1,391		1,391	22,433		22,433
特別旅費	1,053		1,053	2,567		2,567	8,331		8,331
10 交 際 費									
11 需用費	13,087		13,087	1,415		1,415	33,482		33,482
12 役 務 費	9,849		9,849	1,550		1,550	92,322		92,322
13 委託料	5,403		5,403	108,178	13,000	121,178	611,877	13,000	624,877
14 使用料及び賃借料	9,754		9,754	500		500	364,087		364,087
15 工事請負費							10,531		10,531
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	280		280				295		295
19 負担金、補助及び交付金	53,074	415	53,489	533,262	9,071	542,333	4,661,447	9,486	4,670,933
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積 立 金				104,650		104,650	1,106,286		1,106,286
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	652,638	415	653,053	755,527	22,071	777,598	7,732,440	22,486	7,754,926
財 源 内 訳	国庫支出金	120		120			879,960		879,960
	地方債								
	その他	166		166	114,159		1,651,276		1,651,276
一 般 財 源	652,352	415	652,767	641,368	22,071	663,439	5,201,204	22,486	5,223,690

節 の 明 細

項	目	金額 (千円) 等
2款	総務費	
	1項 総務管理費	
	2項 企画費	
	1目 企画総務費	
	負担金、補助 及び交付金	「北京JAC全国研修セミナーin鳥取」補助金 415
	3目 交通対策費	
	負担金、補助 及び交付金	鳥取空港の利用を促進する懇話会特別負担金 3,000
		米子空港利用促進懇話会特別負担金 3,000
		生活交通路線維持費補助金 3,071

条 例 名 等	関西広域連合規約の変更に関する協議について														
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 京都市及び神戸市の関西広域連合への参加のため、関西広域連合規約の一部を変更することに関し関係府県及び政令市と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要 ①規約改正の目的 京都市及び神戸市の関西広域連合への参加 ②規約改正の内容 <京都市及び神戸市の参加分野> ※ゴシック体が今回参加</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">広域防災</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、<u>京都市</u>、大阪市、堺市、<u>神戸市</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広域観光・文化振興(注)</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、<u>京都市</u>、大阪市、堺市、<u>神戸市</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広域産業振興</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、<u>京都市</u>、大阪市、堺市、<u>神戸市</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広域医療(注)</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、<u>京都市</u>、大阪市、堺市、<u>神戸市</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広域環境保全</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、<u>京都市</u>、大阪市、堺市、<u>神戸市</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広域職員研修</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、<u>京都市</u>、大阪市、堺市、<u>神戸市</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資格試験・免許等</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県</td> </tr> </table> <p>注) 政令市が権限を持たない事務又は権限を持つが実施していない事務を除く。</p> <p><広域連合の議会の定数> 政令市の加入に伴い、関西広域連合の議会の定数が次のとおり変更される。 現在 : 27名 変更 : 29名(京都市1名、神戸市1名)</p> <p><規約改正の施行期日> 総務大臣の許可の日</p>	広域防災	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、 <u>京都市</u> 、大阪市、堺市、 <u>神戸市</u>	広域観光・文化振興(注)	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 <u>京都市</u> 、大阪市、堺市、 <u>神戸市</u>	広域産業振興	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 <u>京都市</u> 、大阪市、堺市、 <u>神戸市</u>	広域医療(注)	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 <u>京都市</u> 、大阪市、堺市、 <u>神戸市</u>	広域環境保全	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、 <u>京都市</u> 、大阪市、堺市、 <u>神戸市</u>	広域職員研修	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、 <u>京都市</u> 、大阪市、堺市、 <u>神戸市</u>	資格試験・免許等	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県
広域防災	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、 <u>京都市</u> 、大阪市、堺市、 <u>神戸市</u>														
広域観光・文化振興(注)	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 <u>京都市</u> 、大阪市、堺市、 <u>神戸市</u>														
広域産業振興	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 <u>京都市</u> 、大阪市、堺市、 <u>神戸市</u>														
広域医療(注)	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 <u>京都市</u> 、大阪市、堺市、 <u>神戸市</u>														
広域環境保全	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、 <u>京都市</u> 、大阪市、堺市、 <u>神戸市</u>														
広域職員研修	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、 <u>京都市</u> 、大阪市、堺市、 <u>神戸市</u>														
資格試験・免許等	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県														

条 例 名 等	専決処分の承認について (1) 公立大学法人鳥取環境大学が定めた料金の上限の認可について (平成24年4月1日専決)																																																	
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを本会議に報告して承認を求める。</p> <p>2 概要 平成24年4月1日に設立された公立大学法人鳥取環境大学がその業務に関して料金を徴収するに当たり定めた料金の上限について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第23条第1項の規定に基づき、次のとおり認可する。</p> <p>(1) 授業料、入学料及び検定料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>単 位</th> <th>上 限 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">授業料</td> <td>学部学生及び大学院学生</td> <td>年額</td> <td>535,800円</td> </tr> <tr> <td>研究生</td> <td>月額</td> <td>29,700円</td> </tr> <tr> <td>科目等履修生、委託生、特別聴講学生及び聴講生</td> <td>1単位</td> <td>14,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">入学料</td> <td rowspan="2">学部学生及び大学院学生</td> <td>県内者</td> <td>1件 188,000円</td> </tr> <tr> <td>県外者</td> <td>1件 282,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研究生</td> <td>県内者</td> <td>1件 56,400円</td> </tr> <tr> <td>県外者</td> <td>1件 84,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">科目等履修生、委託生及び特別聴講学生</td> <td>県内者</td> <td>1件 18,800円</td> </tr> <tr> <td>県外者</td> <td>1件 28,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">検定料</td> <td>学部学生</td> <td>1件</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td>大学院学生及び編入学、再入学又は転学に係る学部学生</td> <td>1件</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>研究生</td> <td>1件</td> <td>9,800円</td> </tr> <tr> <td>科目等履修生、委託生及び特別聴講学生</td> <td>1件</td> <td>9,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県内者とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 入学の日の属する月の初日において引き続き1年以上鳥取県内に住所を有している者</p> <p>(2) 入学の日の属する月の初日において配偶者又は1親等の親族が引き続き1年以上鳥取県内に住所を有している者</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる者に準ずる者</p> <p>県外者とは、県内者以外の者をいう。</p> <p>(2) 手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>上 限 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>証明書交付手数料</td> <td>1件</td> <td>420円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		単 位	上 限 額	授業料	学部学生及び大学院学生	年額	535,800円	研究生	月額	29,700円	科目等履修生、委託生、特別聴講学生及び聴講生	1単位	14,800円	入学料	学部学生及び大学院学生	県内者	1件 188,000円	県外者	1件 282,000円	研究生	県内者	1件 56,400円	県外者	1件 84,600円	科目等履修生、委託生及び特別聴講学生	県内者	1件 18,800円	県外者	1件 28,200円	検定料	学部学生	1件	17,000円	大学院学生及び編入学、再入学又は転学に係る学部学生	1件	30,000円	研究生	1件	9,800円	科目等履修生、委託生及び特別聴講学生	1件	9,800円	区 分	単 位	上 限 額	証明書交付手数料	1件	420円
区 分		単 位	上 限 額																																															
授業料	学部学生及び大学院学生	年額	535,800円																																															
	研究生	月額	29,700円																																															
	科目等履修生、委託生、特別聴講学生及び聴講生	1単位	14,800円																																															
入学料	学部学生及び大学院学生	県内者	1件 188,000円																																															
		県外者	1件 282,000円																																															
	研究生	県内者	1件 56,400円																																															
		県外者	1件 84,600円																																															
	科目等履修生、委託生及び特別聴講学生	県内者	1件 18,800円																																															
		県外者	1件 28,200円																																															
検定料	学部学生	1件	17,000円																																															
	大学院学生及び編入学、再入学又は転学に係る学部学生	1件	30,000円																																															
	研究生	1件	9,800円																																															
	科目等履修生、委託生及び特別聴講学生	1件	9,800円																																															
区 分	単 位	上 限 額																																																
証明書交付手数料	1件	420円																																																

平成23年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

報告第2号

企画部

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内容					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国庫支出金	分担金及び負担金	その他		地方債
2 総務費	2 企画費	電子申請・総合文書管理・ 電子決裁システム事業費	円 63,890,000	円 9,052,000	円	円	円	円	円	円 9,052,000
		国内航空便利用促進費	82,224,000	500,000						500,000
計			146,114,000	9,552,000						9,552,000

長期継続契約の締結状況について

(新規契約)

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	企画部地域づくり支援局 とっとり暮らし支援課	物品 保守	ノートパソコン	6台	米子市両三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ	770,280	平成24年5月1日 ～平成27年3月31日	鳥取県企画部地域 づくり支援局と っとり暮らし支援課 他5所属

関西広域連合規約案新旧対照表（京都市・神戸市参加）

変 更 前（H24. 4. 23付け変更許可規約）	変 更 案
<p>関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）</p> <p>（広域連合の名称）</p> <p>第1条 この広域連合は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）という。</p> <p>（広域連合を組織する地方公共団体）</p> <p>第2条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「構成府県」という。）並びに<u>大阪市及び堺市</u>（以下「構成指定都市」という。以下「構成府県」とあわせて「構成団体」と総称する。）をもって組織する。</p> <p>（広域連合の区域）</p> <p>第3条 広域連合の区域は、構成府県の区域とする。</p> <p>（広域連合の処理する事務）</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる防災、観光及び文化の振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）の策定及び実施に関する事務</p> <p>(2) 広域にわたる防災に関する事務（感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に関する事務を含む。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下本号において「法」という。）第48条第1項に規定する防災訓練に関する事務</p> <p>イ 法第49条に規定する防災に必要な物資及び資材の備蓄に関する事務</p> <p>ウ 災害が発生した場合における防災に係る事務の実施に対する支援及び調整に関する事務</p> <p>エ 防災に資するための人材の育成に関する事務</p> <p>オ 感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に係る構成団体間の連携及び調整に関する事務</p> <p>カ 防災に係る調査研究に関する事務</p> <p>(3) 観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）に規定する通訳案内士に係る登録等に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで及び第32条（第1項を除く。）から第34条までに規定する事務</p>	<p>関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）</p> <p>（広域連合の名称）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（広域連合を組織する地方公共団体）</p> <p>第2条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「構成府県」という。）並びに<u>京都市、大阪市、堺市及び神戸市</u>（以下「構成指定都市」という。以下「構成府県」とあわせて「構成団体」と総称する。）をもって組織する。</p> <p>（広域連合の区域）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（広域連合の処理する事務）</p> <p>第4条</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) （略）</p>

関西広域連合規約案新旧対照表（京都市・神戸市参加）

変 更 前（H24. 4. 23付け変更許可規約）	変 更 案
<p>イ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号。以下本号において「法」という。）に規定する外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(7) 法第4条（第3項を除く。）に規定する外客来訪促進計画の策定及び実施に関する事務</p> <p>(i) 法第4条第1項第3号に規定する観光経路の設定に関する事務</p> <p>ウ 法に規定する地域限定通訳案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、法第14条（第1項を除く。）から第20条まで（法第24条で準用する場合を含む。）に規定する事務</p> <p>エ 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>オ 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>カ 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>(4) 広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 産業に係る情報の共有、研究開発等における構成団体間の連携に関する事務</p> <p>イ 構成団体が設置した技術支援機関の連携に関する事務</p> <p>ウ 地域産業資源を活用した新商品、役務の提供等の紹介及び宣伝に関する事務</p> <p>エ 新たな事業分野の開拓を図る者に対する支援に関する事務</p> <p>(5) 医療の確保に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 救急医療用ヘリコプター（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号。以下本号において「法」という。）第2条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。以下同じ。）に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(7) 法第6条に規定する関係者の連携に関する事務</p> <p>(i) 法第8条第1項に規定する補助に関する事務</p> <p>(ii) 救急医療用ヘリコプターの運航に関する事務（(7)及び(i)に掲げるものを除く。）で広域にわたるもの</p> <p>イ 救急医療用ヘリコプターの配置及び運航区域の設定に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>ウ 医療に係る構成団体間の連携に係る調査研究及び実施に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>(6) 広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の総量の削減に関する事務</p> <p>イ 野生鳥獣の保護及び管理に関する事務</p> <p>(7) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 保健師助産師看護師法第8条、第9条、第11条、第12条第4項及び第5項、第13条第2項第14条（第1項を除く。）、第15条第2項及び第16項から第18項まで、第15条の2第2項、第</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>

関西広域連合規約案新旧対照表（京都市・神戸市参加）

変 更 前（H24.4.23付け変更許可規約）	変 更 案
<p>4 項及び第5 項、第18 条、第22 条第4 号並びに第25 条に規定する事務</p> <p>イ 調理師法第3 条第1 項、第3 条の2（第3 項及び第4 項を除く。）、第4 条から第5 条の2（第3 項を除く。）まで及び第6 条に規定する事務</p> <p>ウ 製菓衛生師法第3 条、第4 条第1 項及び第2 項並びに第5 条の2 から第8 条までに規定する事務</p> <p>(8) 地方公務員法（昭和25 年法律第261 号）第39 条の規定に基づく研修のうち、広域的な見地から構成団体の職員に対し合同して行う研修の実施に関する事務</p> <p>(9) 前各号に掲げる事務のほか、広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務</p> <p>2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1 号（同項第2 号及び第6 号から第8 号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2 号及び第6 号から第8 号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、同項第3 号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5 号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7 号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものを除くものとする。</p> <p>3 広域連合は、第1 項各号に掲げる事務のほか、国の行政機関の長の権限に属する事務のうち、地方自治法（昭和22 年法律第67 号）第291 条の2 第1 項の規定に基づき、広域連合が処理することとされる事務（広域連合の区域外の事務であって、法令の定めるところにより広域連合が処理することとされるものを含む。）を処理する。</p>	<p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>（事務の追加）</p> <p>第5 条 広域連合は、前条第1 項各号に掲げる事務のほか、構成団体の事務のうち、広域にわたり処理することが適当であると認めるものについて、構成団体の議会の議決を経て必要な規約の変更を行い、追加して処理するものとする。</p> <p>2 広域連合は、前条第3 項に規定する事務を処理しようとするときは、あらかじめ構成団体と協議を行うものとし、当該事務を処理することとされたときは、必要な規約の変更を行うものとする。</p> <p>3 広域連合は、地方自治法第291 条の2 第4 項の規定に基づき国の行政機関の長に対し当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を広域連合が処理するよう要請する場合にあっては、あらかじめ構成団体と協議を行うものとする。</p>	<p>（事務の追加）</p> <p>第5 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>（広域連合が作成する広域計画の項目）</p> <p>第6 条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法第284 条第3 項に規定する広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。</p> <p>(1) 第4 条第1 項各号及び第3 項並びに前条第1 項に規定する事務の処理に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。</p> <p>(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。</p>	<p>（広域連合が作成する広域計画の項目）</p> <p>第6 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

関西広域連合規約案新旧対照表（京都市・神戸市参加）

変 更 前 (H24.4.23付け変更許可規約)	変 更 案
<p>(広域連合の事務所)</p>	<p>(広域連合の事務所)</p>
<p>第7条 広域連合の主たる事務所は、大阪市内に置く。</p>	<p>第7条 (略)</p>
<p>(広域連合の議会の定数)</p>	<p>(広域連合の議会の定数)</p>
<p>第8条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、20人とする。</p>	<p>第8条 (略)</p>
<p>(広域連合議員の選挙の方法)</p>	<p>(広域連合議員の選挙の方法)</p>
<p>第9条 広域連合議員は、構成団体の議会の議員のうちから、構成団体の議会において選挙する。</p>	<p>第9条 (略)</p>
<p>2 前項の規定により構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、それぞれの構成団体について1人に、次の各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める人数を加えた人数とする。</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(1) 人口（地方自治法第254条に規定する人口をいう。以下本項において同じ。）250万未満の構成団体 1人</p>	
<p>(2) 人口250万以上500万未満の構成団体 2人</p>	
<p>(3) 人口500万以上750万未満の構成団体 3人</p>	
<p>(4) 人口750万以上の構成団体 4人</p>	
<p>3 前2項の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(広域連合議員の任期)</p>	<p>(広域連合議員の任期)</p>
<p>第10条 広域連合議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期による。ただし、後任者が就任する時まで在任する。</p>	<p>第10条 (略)</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、広域連合議員が、構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかに選挙しなければならない。</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(広域連合の議会の議長及び副議長)</p>	<p>(広域連合の議会の議長及び副議長)</p>
<p>第11条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。</p>	<p>第11条 (略)</p>
<p>2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(広域連合の執行機関の組織)</p>	<p>(広域連合の執行機関の組織)</p>
<p>第12条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長1人を置く。</p>	<p>第12条 (略)</p>
<p>2 広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、副広域連合長がその職務を代理する。</p>	<p>2 (略)</p>

関西広域連合規約案新旧対照表（京都市・神戸市参加）

変 更 前（H24.4.23付け変更許可規約）	変 更 案
<p>3 広域連合長は、第15条第1項に規定する広域連合委員会の委員にその事務の一部を分掌させることができる。</p> <p>（広域連合の執行機関の選任の方法）</p> <p>第13条 広域連合長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票により選挙する。</p> <p>2 広域連合長が欠けたときは、前項の規定により、速やかに選挙しなければならない。</p> <p>3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合長以外の構成団体の長のうちから選任する。</p> <p>（広域連合の執行機関の任期）</p> <p>第14条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、2年とする。</p> <p>2 広域連合長及び副広域連合長が構成団体の長でなくなったときは、同時にその職を失う。</p> <p>（広域連合委員会の設置等）</p> <p>第15条 広域連合の運営に当たって必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、広域連合に構成団体の長を委員とする合議機関として関西広域連合委員会（以下「広域連合委員会」という。）を置く。</p> <p>2 広域連合長は、広域連合の施策に係る重要事項に関する基本方針及び処理方針について広域連合委員会に諮るものとする。</p> <p>3 広域連合委員会の委員の任期は、当該構成団体の長としての任期による。</p> <p>4 広域連合委員会に委員長を置き、広域連合長をもって充てる。</p> <p>5 広域連合委員会に副委員長を置き、副広域連合長をもって充てる。</p> <p>6 委員長は、広域連合委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。</p> <p>7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>8 広域連合長は、広域連合に関する事務を効果的に推進するため、広域連合と密接な連携を図ることが必要と認める地方公共団体（以下「連携団体」という。）の長を、協議の上、指定し、広域連合委員会へ出席を求め、その意見を聴取することができる。また、連携団体の長は、委員長の承認を得て、広域連合委員会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>9 広域連合長は、広域連合委員会の意見に基づき、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（広域連合協議会の設置）</p> <p>第16条 広域連合に、広域にわたる課題その他必要な事項について幅広く意見を聴取するため、地方自治法第292条において準用する同法第138条の4第3項に規定する附属機関として、関西広域連合協議会を置く。</p>	<p>3 （略）</p> <p>（広域連合の執行機関の選任の方法）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（広域連合の執行機関の任期）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（広域連合委員会の設置等）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>7 （略）</p> <p>8 （略）</p> <p>9 （略）</p> <p>（広域連合協議会の設置）</p> <p>第16条 （略）</p>

関西広域連合規約案新旧対照表（京都市・神戸市参加）

変 更 前 (H24. 4. 23付け変更許可規約)	変 更 案
<p>(選挙管理委員会)</p> <p>第17条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。</p> <p>2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもって組織する。</p> <p>3 選挙管理委員は、構成団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、広域連合の議会において選挙する。</p> <p>4 選挙管理委員の任期は、4年とする。</p>	<p>(選挙管理委員会)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(監査委員)</p> <p>第18条 広域連合に、監査委員2人を置く。</p> <p>2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。</p> <p>3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任されるものにあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p>	<p>(監査委員)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(補助職員)</p> <p>第19条 第12条に定める者のほか、広域連合に会計管理者その他の必要な職員を置く。</p>	<p>(補助職員)</p> <p>第19条 (略)</p>
<p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第20条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 構成団体の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 前2号に掲げる収入以外の収入</p> <p>2 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に定める負担する構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。この場合において、同表の中欄に構成指定都市が含まれる同表の左欄に掲げる経費（第4条第1項第8号に規定する経費を除く。）に係る各構成団体の負担金の額を、人口割、宿泊施設数割又は事業所数割（以下「人口割等」という。）により算出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところにより算出する。</p> <p>(1) 構成指定都市の負担金 当該構成指定都市に係る人口、宿泊施設数又は事業所数（以下「人口等」という。）の2分の1に相当する数の別表の中欄に掲げる構成府県に係る人口等の合計に対する割合に応じて、当該経費の総額から按分して算出すること。</p>	<p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p>

関西広域連合規約案新旧対照表（京都市・神戸市参加）

変 更 前 (H24. 4. 23付け変更許可規約)	変 更 案
<p>(2) 構成府県の負担金 当該経費の総額から前号の規定により算出した各構成指定都市の負担金の額を控除した額を、構成府県の人口割等により按分することにより算出すること。</p> <p>3 第4条第2項の規定の適用を受ける構成団体については、前項及び別表の規定にかかわらず、その負担金の額を減額することができる。この場合における負担金の額の算出の方法については、別に定める。</p> <p>4 第1項第2号及び第3号に掲げる収入のうち、構成団体の負担すべき金額に充てるべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前2項及び別表の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号に掲げる負担金の一部とみなして、前2項又は別表により算出した金額から当該収入の金額を控除して得た額とする。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(規則への委任)</p> <p>第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。</p>	<p>(規則への委任)</p> <p>第21条 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p>	<p>附 則 (略)</p> <p>(施行期日)</p>
<p>1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p> <p>(検討)</p> <p>2 第4条第3項又は第5条第1項の規定により事務を処理しようとする場合であって、当該事務の処理により、住民の生活に大幅な影響を及ぼし、又は広域連合の体制を強化する必要があると認められるときは、広域連合の議会の構成、執行機関の組織、経費の支弁の方法等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>1 (略)</p> <p>(検討)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(広域連合の処理する事務に係る経過措置)</p>	<p>(広域連合の処理する事務に係る経過措置)</p>
<p>3 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第3号ア、第5号ア及び第7号に規定する事務は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に関する事務の準備行為とする。</p> <p>4 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第5号アに規定する事務は、同号アの規定にかかわらず、京都府、兵庫県及び鳥取県の区域において運航されるものに限るものとする。</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(広域連合議員の定数等に係る経過措置)</p>	<p>(広域連合議員の定数等に係る経過措置)</p>
<p>5 広域連合議員の定数及び選挙の方法については、第8条及び第9条第2項にかかわらず、国出先機関対策の動向を踏まえた本格見直しを行うまでの間に限り、次の各号に定めるとおりとする。</p>	<p>5 (略)</p>
<p>(1) 広域連合議員の定数は、次号の規定による人数を合算した人数とする。</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、次のとおりとする。</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>ア 指定都市（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）を包括する構成府県 第9条第2項の規定による人数</p>	<p>ア (略)</p>

関西広域連合規約案新旧対照表（京都市・神戸市参加）

変 更 前 (H24. 4. 23付け変更許可規約)	変 更 案
イ アに規定する構成府県以外の構成府県 第9条第2項の規定による人数に1人を加えた人数	イ (略)
ウ 構成指定都市 第9条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数 (負担金の徴収に係る経過措置)	ウ (略) (負担金の徴収に係る経過措置)
6 年度途中で構成団体となった場合の第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出については、月割によるものとする。	6 (略)
7 平成22年度における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表（備考を除く。）中「受講者数割」とあるのは、「均等割」とする。	7 (略)
8 広域連合長が定める日までの間における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表備考2中「提出した者の住所のある構成団体ごとの総数」とあるのは、「構成団体に提出した者の総数」とする。ただし、これにより難しい場合は、別に広域連合長の定めるところによる。	8 (略)
<p>附 則（平成24年総行市第1号・一部改正） （施行期日）</p>	<p>附 則 (略) （施行期日）</p>
1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。 (負担金の徴収に係る経過措置)	1 (略) (負担金の徴収に係る経過措置)
2 平成24年度における構成団体の負担金の額の算出に係る改正後の関西広域連合規約別表の適用については、同表総務費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費の項及び事業費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費の項中「受験者数割」とあるのは、「受験者数割を基本とし広域連合長が別に定める負担割合」とする。	2 (略)
<p>附 則（平成24年総行市第41号・一部改正） この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p>	<p>附 則（平成24年総行市第41号・一部改正） (略)</p>
<p>附 則（新規）</p>	<p>附 則（平成 年総行市第 号・一部改正） <u>この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</u></p>

関西広域連合規約案新旧対照表（京都市・神戸市参加）

変 更 前 (H24.4.23付け変更許可規約)			変 更 案			
別表（第20条関係）			別表（第20条関係）			
経費の区分	負担する構成団体	負担割合	経費の区分	負担する構成団体	負担割合	
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 <u>大阪市</u> 及び <u>堺市</u>	均等割 10分の10	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 <u>京都市</u> 、 <u>大阪市</u> 、 <u>堺市</u> 及び <u>神戸市</u>	均等割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び <u>徳島県</u>	受験者数割 10分の10	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び <u>徳島県</u>	受験者数割 10分の10
企画調整費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 <u>大阪市</u> 及び <u>堺市</u>	均等割（これにより難しい事務に係る経費にあっては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 <u>京都市</u> 、 <u>大阪市</u> 、 <u>堺市</u> 及び <u>神戸市</u>	均等割（これにより難しい事務に係る経費にあっては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10
事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、 <u>大阪市</u> 及び <u>堺市</u>	人口割 10分の10	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、 <u>京都市</u> 、 <u>大阪市</u> 、 <u>堺市</u> 及び <u>神戸市</u>	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び <u>徳島県</u>	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び <u>徳島県</u>	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 <u>大阪市</u> 及び <u>堺市</u>	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5	第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 <u>京都市</u> 、 <u>大阪市</u> 、 <u>堺市</u> 及び <u>神戸市</u>	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 <u>大阪市</u> 及び <u>堺市</u>	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 <u>京都市</u> 、 <u>大阪市</u> 、 <u>堺市</u> 及び <u>神戸市</u>	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	京都府、兵庫県及び <u>鳥取県</u>	人口割 10分の5 利用実績割 10分の5	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	京都府、兵庫県及び <u>鳥取県</u>	人口割 10分の5 利用実績割 10分の5
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び <u>徳島県</u>	人口割 10分の10	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び <u>徳島県</u>	人口割 10分の10
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 <u>大阪市</u> 及び <u>堺市</u>	人口割 10分の10	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 <u>京都市</u> 、 <u>大阪市</u> 、 <u>堺市</u> 及び <u>神戸市</u>	人口割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び <u>徳島県</u>	受験者数割 10分の10	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び <u>徳島県</u>	受験者数割 10分の10
	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、 <u>大阪市</u> 及び <u>堺市</u>	受講者数割 10分の10	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、 <u>京都市</u> 、 <u>大阪市</u> 、 <u>堺市</u> 及び <u>神戸市</u>	受講者数割 10分の10

関西広域連合規約案新旧対照表（京都市・神戸市参加）

変 更 前（H24. 4. 23付け変更許可規約）	変 更 案
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この表において「均等割」とは、構成団体の数の割合をいう。 2 この表において「受験者数割」とは、当該年度前の3箇年度においてそれぞれの試験に係る受験願書（これに相当するものを含む。）を提出した者の住所のある構成団体ごとの総数の割合をいう。 3 この表において「人口割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の人口（第4条第1項第5号アに規定する事務にあつては、構成団体の区域のうち救急医療用ヘリコプターが運航される区域であつて別に定めるものに係る当該年の4月1日現在における構成団体の人口に相当する人口として官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づいて算出した人口）の割合をいう。 4 この表において「宿泊施設数割」とは、統計法（平成19年法律第53号）附則第12条の規定により同法第19条第1項の承認を受けた一般統計調査とみなされる宿泊旅行統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の宿泊施設の総数の割合をいう。 5 この表において「事業所数割」とは、統計法第2条第4項に規定する基幹統計である工業統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の従業者10人以上の事業所の総数の割合をいう。 6 この表において「利用実績割」とは、当該年度において構成団体が救急医療用ヘリコプターを利用した回数の割合をいう。 7 この表において「受講者数割」とは、当該年度において研修を受けた構成団体の職員の数の割合をいう。 	<p>備考</p> <p>（略）</p>